

## 『企業オーナーのためのM&A読本』 訂正のお知らせ

本書の編集作業終了後、取引相場のない株式等の評価（類似業種比準方式の算式）について、「財産評価基本通達」（法令解釈通達）等が一部改正されたので、以下の記述を削除させていただきます。

### 35 頁下から 2 行目

【(注1)評価会社の年利益金額が0のとき、分母は3になります。】(下記参照)

$$\text{評価額} = A \times \left( \frac{b}{B} + 3 \times \frac{c}{C} + \frac{d}{D} \right) \times \text{斟酌率}^{(注2)} \times \frac{1 \text{ 株当たり資本金等の額}}{50 \text{ 円}}$$

A = 類似業種の株価  
 B = 類似業種の 1 株当たりの配当金額  
 b = 評価会社の 1 株当たりの配当金額（直前期末 2 年間の年平均）  
 C = 類似業種の 1 株当たりの年利益金額  
 c = 評価会社の 1 株当たりの年利益金額（直前期末 1 年間、または直前期末 2 年間の年平均）  
 D = 類似業種の 1 株当たりの純資産価額（直前期末）  
 d = 評価会社の 1 株当たりの純資産価額（直前期末）

~~(注1) 評価会社の年利益金額が0のとき、分母は3になります。~~

(注2) 斟酌率 = 大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5

削除

### 〈修正理由〉

従来は上記(注1)にあるように、類似業種比準方式の算式の分母については、1株当たりの利益金額がゼロの場合には「5」を「3」とすることとされていましたが、本改正により、一律に「5」とすることになりました（財産評価基本通達 180、189-3(1)）。

